

高校教育改革実行計画・先導拠点推進に係る有識者会議 オンライン傍聴要領

1 趣旨

この要領は、高校教育改革実行計画・先導拠点推進に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）の Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）による傍聴（以下「オンライン傍聴」という。）の手續、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴の手續等

- （１）有識者会議の傍聴を希望する者は、会議開催日の２営業日前の午後３時までに別紙オンライン傍聴申込書を有識者会議事務局へ提出しなければならない。
- （２）傍聴人の定員は、Web 会議システムの上限とする。
- （２）傍聴の受付は、先着順で行う。定員になり次第、受付を終了する。
- （３）傍聴人は、別途案内される傍聴用 URL から傍聴する。
- （４）インターネット回線や視聴に必要な設備等は自身で準備すること。

なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要がある。

ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。

イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。

ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

3 会議の秩序の維持

- （１）傍聴人は、会議を傍聴するに当たり、座長の指示に従うこと。
- （２）傍聴人が４の規定に違反し、かつ座長からの注意に従わないときは、退出していただく場合がある。

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

ア 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。

イ 他の者を代理で傍聴させないこと。

ウ 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。

エ 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。

オ 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではない。

カ その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

5 その他

(1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性がある。

また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中止する可能性がある。

なお、通信状況の不具合等により傍聴人に不利益が生じたとしても、有識者会議はその責を負わない。

(2) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がある。

附則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。